

後期高齢者医療特別会計予算

(単位:千円)

歳 入 予 算 額				歳 出 予 算 額																																			
区 分				本 年 度	前 年 度	比 較	区 分				本 年 度	前 年 度	比 較	財 源 内 訳																									
款	項	目	節				款	項	目																														
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療特別徴収保険料	1 現年度分特別徴収保険料	2,146,267	—	—	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	4,581	—	—	(手)	1																									
		2 後期高齢者医療普通徴収保険料	1 現年度分普通徴収保険料	499,811	—	—		2 徴収費	1 徴収費	13,565	—	—																											
2 使用料及び手数料	1 手数料	1 証明手数料	1 証明手数料	1	—	—	2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,035,478	—	—	(保険料)	2,646,078																									
		1 事務費繰入金	1 事務費繰入金	28,143	—	—		1 償還金利子及び還付加算金	1 保険料還付金及び還付加算金	—	—	—	(繰)	389,399																									
3 繰入金	1 一般会計繰入金	2 保険基盤安定繰入金	1 保険基盤安定繰入金	389,399	—	—	3 諸支出金	1 償還金利子及び還付加算金	1 保険料還付金	1	—	—	(諸)	1																									
		1 延滞金	1 延滞金	1	—	—			1 予備費	1 予備費	10,000	—	—																										
4 諸収入	1 延滞金及び過料	2 過料	1 過料	1	—	—	歳 出 合 計				3,063,625	—	—																										
		2 償還金利子及び還付加算金	1 償還金利子及び還付加算金	1	—	—	・ 被用者保険の被扶養者の軽減 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">均等割額</td> <td>H20年3月31日に健康保険組合、船員保険、共済組合等の被扶養者だった人</td> </tr> <tr> <td>5 割軽減</td> <td>制度施行後、75歳などになって資格を得た日の前日に上記被用者保険の被扶養者だった人</td> </tr> <tr> <td>所得割額 なし</td> <td></td> </tr> </table> 激変緩和措置として平成20年4～9月まで均等割額を凍結 平成20年10月～平成21年3月まで均等割額を9割軽減 ・ 自己負担限度額(月額) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>外来限度額 (個人毎)</th> <th>外来+入院限度額 (世帯毎)</th> <th>高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額(年ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)</td> <td>670,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> <td>560,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>15,000円</td> <td>190,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・ ()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額								均等割額	H20年3月31日に健康保険組合、船員保険、共済組合等の被扶養者だった人	5 割軽減	制度施行後、75歳などになって資格を得た日の前日に上記被用者保険の被扶養者だった人	所得割額 なし			外来限度額 (個人毎)	外来+入院限度額 (世帯毎)	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額(年ごと)	現役並み所得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)	670,000円	一般	12,000円	44,400円	560,000円	低所得者	8,000円	24,600円	310,000円	低所得者	15,000円	190,000円
		均等割額	H20年3月31日に健康保険組合、船員保険、共済組合等の被扶養者だった人																																				
5 割軽減	制度施行後、75歳などになって資格を得た日の前日に上記被用者保険の被扶養者だった人																																						
所得割額 なし																																							
	外来限度額 (個人毎)	外来+入院限度額 (世帯毎)	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額(年ごと)																																				
現役並み所得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)	670,000円																																				
一般	12,000円	44,400円	560,000円																																				
低所得者	8,000円	24,600円	310,000円																																				
低所得者		15,000円	190,000円																																				
3 雑入	1 雑入	1 雑入	1	—	—	歳 入 合 計				3,063,625	—	—																											

平成20年4月1日から、75歳以上及び65歳以上75歳未満の障害認定者を被保険者とする後期高齢者医療制度が開始される。制度の運営は群馬県後期高齢者医療広域連合が行う。

市は、被保険者証や資格証明に関すること、医療給付に関すること等の申請・届出の受付事務を行う。また保険料の徴収事務を行い、広域連合に対して保険料等の納付をする。

1. 加入者数 34,473人

2. 保険料 均等割額 39,600円 所得割額 (基礎控除後の総所得-33万円)×7.36%

・ 均等割額の軽減(世帯の総所得金額等に応じて)

7 割軽減	軽減後11,880円	[基礎控除額33万円]を超えない世帯
5 割軽減	軽減後19,800円	[基礎控除額33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)]を超えない世帯
2 割軽減	軽減後31,680円	[基礎控除額33万円+35万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯

3. 葬祭費 5万円

4. 特定健診 各市町村へ委託

5. 医療給付費の財源

公費《50%》		支援金《40%》	保険料等《10%》		
国庫	国3/6	各保険者からの支援金	高額医療支援	保険料	保険基盤安定制度
調整交付金	県1/6		国1/4 県1/4		
1/6	市町村1/6		保険料2/4	広域連合に納付	県3/4
			(広域連合全体の保険料で負担)		市1/4